定　　款

サイバートラスト株式会社

平成 12 年 04 月 03 日施行
平成 14 年 08 月 28 日改定
平成 15 年 08 月 28 日改定
平成 18 年 08 月 24 日改定
平成 20 年 08 月 26 日改定
平成 26 年 08 月 20 日改定
平成 26 年 12 月 24 日改定
平成 27 年 05 月 13 日改定
平成 29 年 10 月 01 日改定
平成 30 年 06 月 15 日改定
平成 30 年 10 月 10 日改定
令 和 元年 06 月 14 日改定
令 和 元年 12 月 18 日改定
令 和 元年 12 月 24 日改定
令 和 ２年 06 月 23 日改定
令 和 ２年 10 月 27 日改定

第１章　総　　則

（商号）

第1条　当会社は、サイバートラスト株式会社と称し、英文では Cybertrust Japan Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸
2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売
3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸
4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助
5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供
6. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービスおよび情報処理サービスならびにそれらに関するコンピュータ・ソフトウェアの企画、構築、開発、設計、製造および運用保守サービスの提供
7. 情報セキュリティシステムの企画、構築、開発、設計、製造、運用保守サービスおよび関連サービスの提供
8. 電子認証システム構築のコンサルティング、電子証明書の発行サービスおよびその他電子認証に関する業務
9. インターネット等のネットワークを利用した各種機器およびセンサーによる相互通信を可能にし、自動制御、遠隔通信、自動測量、自動認識を可能とするネットワークの構築ならびにそれらに関する各種データの収集、分析、解析、処理および情報提供サービス
10. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査（情報システムの点検、評価、助言、勧告等）業務
11. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売
12. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、1,408 万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章　株 主 総 会

（招集）

第13条　定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

②　代理人により議決権を行使する前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、取締役（議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②　当会社は、業務執行取締役等ではない取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計とする。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（監査役の選任）

第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第39条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（期末配当金）

第43条　当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第45条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。